

第8回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和8年8月6日（木）9時26分～11時42分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、安藤委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

（1）鳥取県最低賃金の改正審議

（2）その他

5 議事内容

○清水賃金室長補佐 皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

ただ今から第8回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は全員の委員が出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

本日の専門部会も公開としており、9名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の方々には、お配りしております注意事項に従っていただきますようお願いします。

これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。昨年も申し上げたかもしれませんが、結審日前日、

まさに天王山ということなので、今日もしっかり審議をしていただきたいと思います。

これまで、労働者側は初回の1,460円から1,150円、1,132円、1,118円と推移し、現在1,118円を提示いただいております。使用者側は初回1,041円、1,051円、1,061円と引上げていただき、現在1,061円で、労働者側と使用者側との金額差は57円となっております。この57円を今日何とか縮めていただき、明日の結審に持っていきたいと考えております。

議事の1つ目、金額審議です。

本日も山下委員、西村委員と本日の専門部会の進め方の打合せをさせていただきたいと思います。10分程度お時間をいただきます。会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 4階小会議室を案内いたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 協議が調いましたので、本日の金額審議に入っていきたいと思います。

現在1,118円と1,061円を提示いただいておりますが、さらなる金額提示が可能と確認できましたので、両者分かれて、10分程度協議をして、再度、金額提示をお願いしたいと思います。会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 労働者側委員は3階労働基準部長室、使用者側委員は4階小会議室を案内させていただきます。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 皆様お戻りになられましたので、金額提示をお願いしたいと思います。

西村委員、お願いします。

○西村委員 結論から申し上げますと、使用者側の最後の提示金額は、中央最低賃金審議会が示したCランクの目安額56円を上乗せした、出来上がり1,086円になります。使用者側は、この審議の中で、金額の交渉に使える数字の幅、レンジが少ないという事情があります。下限は1,031円、上限は賃金の支払能力を重視しながら見極めていく必要がある中での審議でした。

しかしながら、本日、最後に提示させていただくこの1,086円という金額は、この金額なら支払能力から見ても対応ができると判断して導き出したものではございません。我々使用者側委員は、使用者代表としてこの審議に参加をさせていただいておりますので、代表としての良識ある対応が求められているというのは当然のことでございます。これま

で、十分な審議を尽くし、主張すべきことは主張してまいりました。また、明日で結審されるというこの最終段階で、現実的ではない、実現の見込みがない、そのような金額で交渉に当たることは適切ではないと判断をしたところでございます。今回のこの判断は、非常に重たい判断であり、ここまで大きく歩み寄りをするということは、結果的に使用者側にとって大きく不利に働くリスクもありますが、上乗せ額を少しでも小さくしたいという極めて切実な願いであると理解をいただきたいと思います。我々使用者側委員が今年度の最低賃金の審議の中で選択できる金額として、事実上許容される最も低い金額がCランクの目安額56円を加算した1,086円であるという認識の下に、この最も低い金額で何としても決着してほしいという願いを込めて最終の金額1,086円を提示させていただくものです。

したがって、残念ながらこの金額には根拠的な指標はございません。この金額を提示した理由は、先ほど申し上げたことの1点のみということになります。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。大きく歩み寄っていただきました。最終ということで、1,086円で承りました。

労働者側、山下委員、お願いいたします。

○山下委員 労働者側としても、明日が結審をするという下で、どこまで歩み寄れるかという中での審議をしております。

結論から言いますと、労働者側は1,100円の提示をしたいと思います。こちらは、鳥取県の最低賃金の改正に関わる書面による意見聴取結果を基にしています。最低賃金を改定すべきと答えた労働者が72%であり、その中で、適当とされる金額で最も多かったのが1,100円です。使用者の方も約半数の方が最低賃金を改訂すべきだと答えており、こちらでも適当とする金額は1,100円と回答された方が一番多くなっていました。このことから、1,100円という数字が、民意を酌んだ数字ではないかと判断いたしました。根拠は、このアンケートしかありませんが、1,100円という数字を主張したいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側からも歩み寄っていただき、最終の金額ということで、1,100円を承りました。

使用者側の提示された1,086円、これは目安額を足したということで、まさに目安は尊重しなければならないとずっと言い続けております。また、労働者側から提示された

1, 100円、これはアンケート結果で最も多い数字ということで、先般、我々公益委員は公益の代表であるから、広くアンケート調査で出てきた数字は尊重しなくてはならないということで、両方とも尊重しなくてはならない数字が出てきました。

両者の差額は、57円から大きく縮まり、14円となりました。縮まってはいますが、一致は見られていないということで、今後どのように進めるべきか、提案をいただければと思います。

西村委員、お願いします。

○西村委員 先ほども申し上げましたが、我々ここにいる3人は使用者代表ということでここに座らせていただいています。3人それぞれが別の団体の代表でもあり、それぞれの団体の代表としての見解は先ほど申し上げたことが全てになります。個別に使用者のそれぞれの団体が抱える事情等を公益の皆様に理解いただきたいという思いもございますので、個別での協議を入れていただきたいと思います。

○佐藤部会長 労働者側はそれでよろしいですか。

○山下委員 西村委員の提案に、特段異論はありません。以上です。

○佐藤部会長 分かりました。

昨年も行いましたが、部会長による全委員との個別の面談を、行いたいと思います。一人当たり5分から10分程度で行いたいと思いますので、協力をよろしくお願いします。会場をお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 4階の相談室を案内いたします。

〔部会長・使側各委員協議〕

〔部会長・労側各委員協議〕

〔部会長・公益側各委員協議〕

○佐藤部会長 ただ今、全委員に対して私が8回目までの審議を見ていて、これぐらいが妥当であろうという数字を提案させていただきました。それぞれの委員の方から意見を伺い、今後、労働者側、使用者側が納得していただけるのか、もしくはいただけないのか等を審議していただきたいと思います。

10分程度お時間をいただきたいと思います。会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 労働者側は3階労働基準部長室、使用者側は4階小会議室を案内します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 皆様お戻りになられましたので、再開いたします。

先ほど委員全員に向けての個人面談で、私から腹案となる金額を提示させていただきました。それに対する評価をお聞かせいただきたいと思います。

使用者側、西村委員、お願いします。

○西村委員 使用者側委員からのお願いということで、参加者全員の個別ヒアリングを実施していただきましてありがとうございました。

ヒアリングの席では、我々使用者側委員がそれぞれの気持ちを佐藤部会長にお伝えできたと思っています。同時に、佐藤部会長からは、我々の発言内容を踏まえた上で、今年度の審議の終着点についての説明もいただいたとっております。その内容を受けて、先ほど、使用者側委員の現在の意向を確認し合い、結果として、今日参加している使用者側委員の総意として、佐藤部会長から説明いただいた内容はある程度納得できるという認識でございます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

労働者側、山下委員、お願いします。

○山下委員 個人面談でそれぞれ思いを聞いていただいたとは思いますが、労働者側では、意見がまとまらず、金額的に少し乖離があるのではないかという思いもあります、確認したいこともありますので、公益側委員と労働者側委員とで話し合いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○佐藤部会長 ここでの発言はよろしいですか。

浅山委員、お願いします。

○浅山委員 面談を受けさせていただき、私の思いは十分に聞いていただいたとは思いますが、腹案でいただいた金額が、思ったよりもかなり乖離があります。労働者側委員として、今年から鳥取県の審議に参加していますが、承服しかねる金額であるため、もう一度お時間をつくっていただき、労働者側委員の思いを聞いていただきたいというのがお願いです。

○佐藤部会長 10分程度、公労で協議をしたいと思います。会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 4階の小会議室を案内します。

〔公益・労側協議〕

○佐藤部会長 再開いたします。

公益委員から、個人面談で申し上げた私の腹案である提示額についての説明をさせていただきました。

それについて発言をお願いしたいと思います。

山下委員から、お願いします。

○山下委員 それぞれの労働者側委員の思いもあり、公労の協議を持たせていただきました。その中である程度、公益の先生方のお考え等々も含めて確認をさせていただきました。労働者側としても、最低賃金の審議は今年で終わりではないというところもあります。また、来年に向けての道筋も含めて考えていかなければならないという思いを持っております。そのような面で、今回、佐藤部会長の思いを確認をさせていただいたと認識しております。以上です。

○佐藤部会長 安藤委員はよろしいですか。

○安藤委員 はい。

○佐藤部会長 浅山委員、お願いします。

○浅山委員 お時間をつくっていただきましてありがとうございます。

私の思いは置いておき、委員としての役割を果たすとなると、法定発効でいくという大原則からいきますと、発効日をずらすということも毛頭ないと思っております。私の思いを十分に聞いていただいたと思いますので、先ほどは承服しかねると言いましたが、何となく腹に落ちたということで受け止めていただければと思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

山下委員、お願いします。。

○山下委員 それぞれ委員の思いはありますが、我々も佐藤部会長の思いを確認をさせていただき、今の1, 100円以上の歩み寄りと考えていなかったため、最終的に公益の見解をお願いしたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

西村委員、お願いします。

○西村委員 私どもとしても、上限の金額を提示し、本当の最終の歩み寄りという姿勢をお出ししたため、これ以上の金額の見直しというものはありません。先ほど説明いただいた内容も踏まえまして、労働者側委員がおっしゃったとおり、公益見解の提示を求めたい

と思います。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

先ほど面談時に提示させていただいた金額で公益委員見解をまとめさせていただきたい
と思います。

事務局に確認ですが、本日、公益委員会議、招集することはできますでしょうか。

○清水賃金室長補佐 会議場所の用意はさせていただきます。

○佐藤部会長 本日午後、公益委員会議を招集いたしまして、公益委員見解をまとめて、
明日、提示させていただきたいと思います。

本日の金額審議はこれまでとさせていただきたいと思います。

その他、ありますでしょうか。

○清水賃金室長補佐 次回、第9回専門部会は、明日8月7日金曜日の午前9時半からこ
ちらの会場で開催します。あわせて、同日午後1時30分から第558回鳥取地方最低賃
金審議会本審を開催いたします。以上です。

○佐藤部会長 今日は長時間どうもありがとうございました。

明日、公益委員見解を提出させていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。